

# 盛土規制法関係手続の 電子申請手引

令和8年4月版  
大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

# はじめに

大分県では、申請者の利便性向上を図るため、各種手続きの電子化に取り組んでいます。

盛土規制法の関係手続きに関する申請についても、電子申請システム「Grafferスマート申請」を利用して行うことができます。

この手引きでは、盛土規制法関係手続きの電子申請に関する方法を説明します。

※大分市全域と、別府市の宅地造成等工事規制区域における盛土・切土に関する工事は除きます。

## ※注意事項

- 「盛土規制法運用の手引」の最新版を確認し、添付資料等を準備してください。
- 図面等の添付ファイルの形式はPDF形式とします。zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
- 一部の手続きには手数料の納付が必要です。電子申請による支払は、キャッシュレス（クレジットカード又Pay-easy）又は現金払い（納入通知書）で行うことができます。キャッシュレス払いでは、レシートや領収書は発行できません。

# 目次

1. 電子申請の流れ	…	4
2. 事前準備	…	5
事前協議	…	6
添付ファイル作成	…	7
3. 手数料の支払いについて	…	8
手数料の支払い方法	…	10
手数料支払い詳細（クレジットカード編）	…	11
手数料支払い詳細（ペイジー編）	…	13
手数料支払い詳細（納入通知書編）	…	15
4. 電子申請システムの利用方法		
ログイン方法	…	16
5. 申請フォームの入力	…	22
(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請	…	23
(2) 土石の堆積に関する工事の許可申請	…	26
(3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請	…	29
(4) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請	…	32
(5) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請	…	35
(6) 土石の堆積に関する工事の確認申請	…	36
(7) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請	…	37
(8) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告	…	39
(9) 土石の堆積に関する工事の定期報告	…	41
(10) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出	…	43
(11) 土石の堆積に関する工事の届出	…	44
(12) 擁壁等に関する工事の届出	…	45
(13) 公共施設用地の転用の届出	…	46
(14) 特定盛土等に関する工事の届出	…	47
(15) 土石の堆積に関する工事の届出	…	50
(16) 特定盛土等に関する工事の変更届出	…	52
(17) 土石の堆積に関する工事の変更届出	…	55
(18) 宅地造成等に関する工事の変更届出	…	57
(19) 宅地造成等に関する工事の届出の変更届出	…	59
(20) 擁壁等に関する工事の届出の変更届出	…	60
(21) 宅地造成等に関する工事の中止（再開、廃止）届	…	62
6. 申請後	…	64
問い合わせ先	…	65

# 電子申請の流れ

原則、工事主が申請者となります。工事主から委任を受けた代理人が申請手続きを行う場合は、委任状が必要です。

大分県からの申請内容に関する連絡は、申請者が個人の場合は申請者に、法人又は団体の場合は、申請フォーム内の「連絡担当者名」に入力されている者に行います。

申請者	都市・まちづくり推進課
①下記記載のメールアドレスに申請に必要な資料等を送付 メールの件名は、6ページをご覧ください。 【アドレス：morido-shinsei@pref.oita.lg.jp】	赤枠内の手続きは、6頁に記載の事前協議が必要な申請を行う場合のみ必要です。その他の申請を行う場合は、事前協議不要ですので、④からとなります。
	②必要書類のチェック
	③メールで修正指示等を連絡
④電子申請（Graffer）フォームから電子申請 （申請様式の情報のみ入力。その他図面等は電子データを添付）	
	⑤(手数料支払いが必要な場合) 手数料支払を依頼 ※申請内容に修正が必要な場合は、メールにて指示等を行う。
※修正が必要な場合は、修正後、再度④の申請を行う。	
⑥(手数料支払いが必要な場合) 手数料納付 （キャッシュレス又は納入通知書）	
	⑦(手数料支払いが必要な場合) 納付確認
	⑧審査
	⑨電子申請システムにて、交付物（許可証等）をアップロード （原本は郵送）
⑩交付物をダウンロード	
許可証を受領	
※「③メールで修正指示等を連絡」での修正が完了するまで、①～③を繰り返す。	

# 事前準備

# 事前協議

## メールでの事前協議

- 下記に示す一部の申請（その他の申請等は、事前のメール送付は不要です。）は、電子申請システムによる申請を行う前に、下記に記載のメールアドレスに、申請書類及び設計図書等を添付したものを送付し、審査担当者による内容の確認を受けてください。

- 送付先メールアドレス

メールアドレス: [morido-shinsei@pref.oita.lg.jp](mailto:morido-shinsei@pref.oita.lg.jp)

- 事前協議が必要な手続き

	手続き名	メールタイトル
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請	【提出日】宅造許可（工事場所の市町村名）
2	土石の堆積に関する工事の許可申請	【提出日】土石許可（工事場所の市町村名）
3	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請	【提出日】（許可番号）宅造変更許可（工事場所の市町村名）
4	土石の堆積に関する工事の変更許可申請	【提出日】（許可番号）土石変更許可（工事場所の市町村名）

メールタイトルの例：【20250501】宅造許可（中津市）

- 中津市内で予定している、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請の事前協議メールを、2025年5月1日に、送付する場合

# 添付ファイル作成

## 申請図書及び設計図書等の準備

- ・申請図書及び設計図書を「盛土規制法運用の手引（最新版）」を参考に作成してください。
- ・ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
- ・添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
- ・添付ファイルが100MB以上になった場合は、電子申請時には合計100MB以内のファイルを添付し、残りはメールにて提出願います。

### ファイル名(基本)

**【提出日】 号\_市町村名\_書類名.pdf**

1. 【提出日】 … 電子申請にてデータを送信する日。  
または、データを変更しメールを送信した日。  
記載例：【20250501】 2025年5月1日に送付する場合
2. 号 … 都市・まちづくり推進課が使用。
3. \_市町村名 … 工事を行う市町村名を記入。
4. \_書類名 … 添付する図面等の書類の名称を記載すること。  
※同じ書類名のファイルが複数になる場合は書類名のあとに番号をふること。  
※再提出する場合は、日付を変更した上で提出をすること。  
ファイルの変更を行う場合は、下記図を参考に修正を行い提出すること。

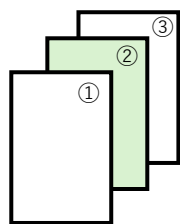
当初

R07.04.01提出

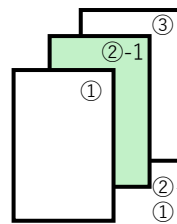
変更

R07.05.01再提出

【R07.04.01】号\_都市まち\_宅造区域の現況写真①.pdf    【R07.05.01】号\_都市まち\_宅造区域の現況写真①.pdf



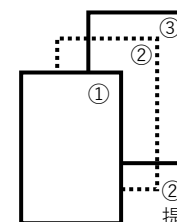
②が修正になった場合…



②を差し替えたうえで、  
①と③も提出

【R07.05.01】号\_都市まち\_宅造区域の現況写真①.pdf

②が不要になった場合…



②を削除したファイルを  
提出

# 手数料の支払いについて

# 手数料支払いが必要な手続

【以下の手続を行う場合は、手数料の支払いが必要になります。】

- ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書
- ・ 土石の堆積に関する工事の許可申請書
- ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書
- ・ 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書
- ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請

## 【手数料額一覧】

宅地造成及び特定盛土等規制法申請手数料 (R8.4.1改訂)			
手数料の区分	宅地造成又は特定盛土等工事		土石の堆積工事
	許可申請手数料	中間検査手数料	許可申請手数料
500㎡以内	22,000	10,000	17,000
500㎡を超え1000㎡以内	33,000	11,000	19,000
1000㎡を超え2000㎡以内	45,000	13,000	22,000
2000㎡を超え3000㎡以内	64,000	14,000	25,000
3000㎡を超え5000㎡以内	74,000	16,000	35,000
5000㎡を超え10000㎡以内	99,000	17,000	39,000
10000㎡を超え20000㎡以内	155,000	18,000	46,000
20000㎡を超え40000㎡以内	236,000	19,000	60,000
40000㎡を超え70000㎡以内	366,000	21,000	80,000
70000㎡を超え100000㎡以内	515,000	27,000	118,000
100000㎡を超える	664,000	28,000	143,000
変更許可申請手数料 (面積＝盛土、切土又は土石の堆積をする面積)			
1 面積の増減なし	従前の面積に対応する手数料額×1/10 (設計変更がある場合)		<b>最高限度額</b> ・ 宅地造成又は特定盛土等工事 : 664,000 ・ 土石の堆積工事 : 143,000
2 面積の減少	減少後の面積に対応する手数料額×1/10		
3 面積の増加	①増加した面積に対応する手数料額 (従前の面積に対する設計変更がない場合) ②従前の面積に対応する手数料額×1/10+増加した面積に対応する手数料額 (従前の面積に対する設計変更がある場合)		
4 面積の増減	従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する金額×1/10+増えた面積に対応する金額		
5 その他の変更	設計の変更及び面積の増減を伴わない変更	10,000 ※1～4と同時に変更の場合は加算	

# 手数料の支払い方法

電子申請を行う場合、手数料の支払いは以下の方法で行えます。  
各支払方法の詳細は、次頁以降をご覧ください。

## キャッシュレス払い

- 支払い手段
  - クレジットカード
  - ペイジー（ATM又はインターネットバンキングで支払い）
- 支払い時期
  - ・ 手数料額確定後、申請時に登録したメールアドレスに支払い依頼メールを送付します。  
※入金確認後本審査を行いますので、速やかに支払いをしてください。

※ 注意：キャッシュレス払いの場合、領収書等の発行はできません。  
※ クレジットカードで支払う場合は、申請を行う者の名義のカードで支払ってください。

## 現金払い（納入通知書）

- 支払い時期
  - ・ 手数料額確定後、申請時に指定した住所に納入通知書を送付します。  
納入通知書発行の日から15日以内（大分県会計規則第27条第5号）に支払いを行ってください。
- 支払い方法
  - ・ 金融機関又はコンビニで支払い（支払額が、30万円以上の場合は、コンビニ支払いは利用できません。）

---

※電子申請を利用する場合、証紙での支払いはできません。

# 手数料の支払い詳細（クレジットカード編）

## 【注意事項】

- 電子申請によるクレジット決済の場合、領収書等の発行はできません。
- 委任を受けた代理人が申請をする場合は代理人の名義、工事主が申請をする場合は工事主の名義、のクレジットカードで決済をおこなってください。（クレジットカードの名義＝申請を行う者の名義です。）
- 決済手数料はかかりません。

① 電子申請フォーム入力時に、キャッシュレス払いを選択します。

17-00001 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】

入力の状況 92%

### 入カフォーム

#### 手数料の支払いについて

希望する手数料の支払い方法を選択してください。 ※

キャッシュレス払いでは、以下の方法が可能です。後日、登録メールアドレスに支払い依頼を送付します。

- ・クレジットカード
- ・ペイジー

現金払い（納入通知書）の場合は、後日、納入通知書を送付します。  
詳しくは「盛土規制法関係手続の電子申請手引き」をご覧ください。

キャッシュレス払い

現金払い（納入通知書）

[次へ進む](#)

[戻る](#)

② 申請後、大分県が内容を確認し、電子申請時に登録したメールアドレスに、支払い依頼メールを送付します。内容確認後、URLにアクセスします。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】 支払い依頼のお知らせ

差出人 : [noreply@mail.graffer.jp](mailto:noreply@mail.graffer.jp)

送信日時 : 2024年12月16日 (月) 14:29

To : [REDACTED]

大分県「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】」の支払いを行ってください。

- 申請の種類  
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】
- 合計金額  
150,000 円
- 申請番号  
2070-2001-1206-7461984
- 支払い依頼日時  
2024-12-16 14:29:45

以下のURLから支払いを行ってください。  
<https://sandbox-tzk.graffer.jp/smart-apply/applications/2070200112067461984?tab=PAYMENT>

■ 大分県からのメッセージ  
ページで支払う場合は、インターネット（パソコン）またはATMのキャッシュカードで支払いをお願いします。

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。  
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。  
※ ご不明点やご質問は、大分県までお問い合わせください。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報  
株式会社グラファー

③ アクセス後、「支払いに進む」をクリックします。

申請一覧 / 申請詳細

### 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】

申請基本情報 申請内容 支払い情報

#### 明細

日時	費目	金額
	合計	0 円

#### 支払い一覧

150,000 円 支払い待ち [支払いに進む](#) ③ [詳細を確認](#)

④ 内容を確認し、支払方法の「クレジットカード」を選択し、クレジットカード情報を登録します。

申請一覧 / 申請詳細 / 支払い情報の確認

### 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】

#### 支払い依頼の確認

##### 支払いの明細

費目	金額
(宅造) 許可申請手数料	150,000 円
合計	150,000 円
消費税	150,000 円

##### 支払い方法 ④

支払い方法の選択 ※

クレジットカード

ペイジー

クレジットカード設定

クレジットカードが設定されていません。

[設定する](#)

以上の内容で支払いを行います。

# 手数料の支払い詳細（クレジットカード編続き）

⑤「以上の内容で支払いを実行する」をクリックします。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】

### 支払い依頼の確認

✓ 支払い方法を更新しました。

#### 支払いの明細

費目	金額
(宅造) 許可申請手数料	150,000円
<b>合計</b>	<b>150,000円</b>
非課税	150,000円

#### 支払い方法

支払い方法の選択

クレジットカード

ペイジー

クレジットカード設定

カード種別 **VISA**

カード番号 \*\*\*\*\*4242

変更する

**以上の内容で支払いを実行する** ⑤

⑦登録済みのメールアドレスに決済処理完了のお知らせメール送付されます。手続き終了まで保管してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】 決済処理完了のお知らせ

差出人 : ③nonreply@mail.graffer.jp  
送信日時 : 2024年12月17日 (水) 14:28  
To (2件) : ④

「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】」について、申請者の決済処理が完了しました。

- 申請の種類  
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】
- 決済金額  
**150,000円**
- 申請番号  
2070-2001-1206-7461984
- 決済実行日時  
2024-12-17 14:28:58

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。  
※ オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが次分限公式サービスとして運営しています。  
※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報  
株式会社グラファー  
Copyright © Graffer, Inc.

※ 手数料入金確認後、本審査を行いますので、速やかに支払いをしてください。

⑥支払済みになったことを確認します。

申請一覧 / 申請詳細

### 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】

申請基本情報 申請内容 支払い情報

#### 明細

日時	費目	金額
2024年12月17日 14:28	(宅造) 許可申請手数料	150,000円
	<b>合計</b>	<b>150,000円</b>
	非課税	150,000円

#### 支払い一覧

150,000円 **支払い済み** ⑥

[詳細を確認](#)

# 手数料の支払い詳細（ペイジー編）

## 【注意事項】

- ・電子申請によるペイジー決済の場合、領収書等の発行はできません。
- ・振込手数料はかかりません。

①電子申請フォーム入力時に、キャッシュレス払いを選択します。

17-00001 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】

入力状況 92%

### 入力フォーム

#### 手数料の支払いについて

希望する手数料の支払い方法を選択してください。 **※**

キャッシュレス払いでは、以下の方法が可能です。後日、登録メールアドレスに支払い依頼を送付します。

- ・クレジットカード
- ・ペイジー

現金払い（納入通知書）の場合は、後日、納入通知書を送付します。  
詳しくは「盛土規制法関係手続の電子申請手引き」をご覧ください。

キャッシュレス払い

現金払い（納入通知書）

[次へ進む](#)

[戻る](#)

③アクセス後、「支払いに進む」をクリックします。

申請一覧 / 申請詳細

### 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】

申請基本情報 申請内容 支払い情報

#### 明細

日時	費目	金額
	合計	0円

#### 支払い一覧

150,000円 支払い待ち **支払いに進む** ③

[詳細を確認](#)

②申請後、大分県が内容を確認し、電子申請時に登録したメールアドレスに、支払い依頼メールを送付します。内容確認後、URLにアクセスします。

【】

※ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】 支払い依頼のお知らせ

差出人 : 2noreply@mail.graffer.jp  
送信日時 : 2024年12月16日 (月) 14:29  
To : [REDACTED]

大分県「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】」の支払いを行ってください。

- 申請の種類  
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】
- 合計金額  
150,000円
- 申請番号  
2070-2001-1206-7461984
- 支払い依頼日時  
2024-12-16 14:29:45

以下のURLから支払いを行ってください。  
<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/2070200112067461984?tab=PAYMENT>

- 大分県からのメッセージ  
ペイジーで支払う場合は、インターネット/コンビニ、またはATMのキャッシュカードで支払いをお願いします。

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。  
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。  
※ ご不明点やご質問は、大分県まで受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報  
株式会社グラファー

④内容を確認し、支払方法のペイジーを選択し、「ペイジー支払いの発行に進む」をクリックします。

申請一覧 / 申請詳細 / 支払い依頼の確認

### 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】

#### 支払い依頼の確認

##### 支払いの明細

費目	金額
(宅地) 許可申請手数料	150,000円
合計	150,000円
非課税	150,000円

##### 支払い方法

支払い方法の選択 **※**

クレジットカード

ペイジー

ペイジー支払い情報 ④

ペイジーの支払いに必要な情報が実行されています。

[ペイジー支払いの発行に進む](#)

Pay-ossv(ペイジー)とは【?】

# 手数料の支払い詳細（ペイジー編続き）

- ⑤電話番号及びメールアドレスを入力し、「内容の確認へ進む」をクリックします。

ペイジー支払い情報の入力

電話番号 0975064692

メールアドレス 2@pref.oita.lg.jp

キャンセルする 内容の確認へ進む

- ⑥内容に間違いがなければ、「この内容で登録する」をクリックします。

ペイジー支払い情報の確認

電話番号 0975064692

メールアドレス 2@pref.oita.lg.jp

キャンセルする この内容で登録する

- ⑦収納機関番号・お客様番号（納付番号）・確認番号等が表示されます（表示された情報は、メモ等を取ってください。）。

支払い方法

支払い方法の選択

クレジットカード

ペイジー

ペイジー支払い情報

支払いの手続きを進めてください

ATMやインターネットバンキングから支払いの手続きを進めてください。詳しくはこちらをご覧ください。

電話番号	0975064692
メール	2@pref.oita.lg.jp
収納機関番号	
お客様番号	
確認番号	
お支払い期限	2024/12/30

Pay-easy(ペイジー)とは

- ※ 支払期限が過ぎた場合は、「ペイジー支払いの発行に進む」をクリックいただき、再度画面の案内に従って支払い情報を発行してください。

- ⑧「⑦」で表示された支払い情報をもとに、ATM又はインターネットバンキングからペイジー支払いを行います。

- ※ ATMでお支払いいただく場合、現金払いでは10万円が決済上限額となります。10万円以上の納付が必要な場合は、インターネットバンキングか、キャッシュカードでお支払いください。

- ※ コンビニATMでの支払いはできませんので、金融機関ATMをご利用ください。

- ※ ATM等の操作方法は以下をご確認ください。  
[<https://www.pay-easy.jp/>]

- ※ ペイジーの詳しい利用方法はこちらをご確認ください。  
[<https://graffer.jp/faq/csaanr>]

- ⑧支払いが完了すると、登録したメールアドレスに決済処理完了のお知らせメールが送付されます。内容を確認し、手続き終了まで保管してください。

- ※ 複数回完了メールが到達した場合は、過入金の可能性がありますので、ご連絡をお願いします。

noreply@mail.graffer.jp 10月18日(火) 14:07

To 自分

「ペイジー決済テスト」について、決済処理が完了しました。

■ 申請の種類  
ペイジー決済テスト

■ 決済金額  
100 円

■ 申請番号  
4248-3329-1451-9789098

■ 決済実行日時  
2022-10-18 14:07:50

申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。

<https://www.graffer.jp/faq/csaanr>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。  
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファァーがペイ市公式サービスとして運営しています。  
※ ご不明点やご質問は、ペイ市まで受け付けています。ペイ市まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報  
株式会社グラファァー  
Copyright © Graffer, Inc.

- ※ 上記メール画像はイメージです。

- ※ 手数料入金確認後、本審査を行いますので、速やかに支払いをしてください。

# 手数料の支払い詳細（納入通知書編）

## 【注意事項】

クレジットカード又はペイジーでの納付が困難な方は、納入通知書での納付になります。電子申請の場合、収入証紙での支払いはできません。

- ① 電子申請フォーム入力時に、現金払い（納入通知書）を選択します。

17-00001 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】

入力の状況 92%

### 入力フォーム

#### 手数料の支払いについて

希望する手数料の支払い方法を選択してください。

キャッシュレス払いでは、以下の方法が可能です。後日、登録メールアドレスに支払い依頼を送付します。

- ・クレジットカード
- ・ペイジー

現金払い（納入通知書）の場合は、後日、納入通知書を郵送します。  
詳しくは「盛土規制法関係手続の電子申請手続き」をご覧ください。

キャッシュレス払い

現金払い（納入通知書）

次へ進む

< 戻る

- ② 大分県が申請内容を確認し、申請時に指定した送付先住所あて、支払い金額のいった納入通知書を送付しますので、支払期限までに、コンビニ又は金融機関で支払いをお願いします。

※ 支払期限：納入通知書発行に記載の期日までに支払いをお願いします。

※ 納入金額が30万円以上の場合、コンビニ納付はできませんので、金融機関で納付してください。

納入通知書イメージ

The image shows a detailed payment notification form with various fields for recipient information, payment amount, and instructions. A red box highlights the title '納入通知書イメージ'.

※ 手数料入金確認後、本審査を行いますので、速やかに支払いをしてください。

# 電子申請システムの利用方法

盛土規制法関係手続に関する申請は、電子申請システム「Grafferスマート申請」を利用して行います。

まず、パソコン等から大分県 都市・まちづくり推進課のホームページにアクセスし、申請を行う手続きを選択します。

大分県トップページ>組織からさがす>土木建築部>都市・まちづくり推進課>  
「盛土規制法に関すること」から申請ページをクリックしてください。

下記URL又はQRコードから直接アクセスできます。

## URL

[http://cms2020.ncsv.pref.oita.jp/control/preview/site/index.php?s\\_ub\\_id=1004342&lif\\_id=2296350](http://cms2020.ncsv.pref.oita.jp/control/preview/site/index.php?s_ub_id=1004342&lif_id=2296350)

## QRコード



# (1) ログイン

(アカウントの新規登録方法は次頁をご確認ください。)

- ※ アカウント登録せずに申請することも可能ですが、アカウント登録することで、再申請をする際に以前の申請情報を再利用することや、過去の申請を確認することができます。
- ※ 大分県HPから、申請を行う手続きを選択すると、ログインを求められますので、以下に記載の方法に従ってログインをしてください。

アカウントにログインを行います。

ログイン方法は、①Googleアカウント ②LINEアカウント ③メールアドレスの3つから選択できます。ここでは、③メールアドレスによるログインを示します。

## 「新規登録またはログインして申請」を選択

「メールアドレスでログイン」を選択し、登録情報を入力します。

その他の方法でログインをされる方については、以下のURLを参照ください。  
<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184759.html>

## (2) アカウトの新規登録

・Grafferアカウントを持っていない場合、メールアドレスを利用して、無料で登録することができます。

※「アカウント登録せずにメールで申請」でも、申請は可能ですが、登録することで、再申請時に申請情報の再利用が可能となり、過去の申請を確認することができます。

1. 「新規登録またはログインして申請」を選択し、Grafferアカウントを作成する新たにGrafferアカウントを作成します。

17-00001 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】

入力状況 0%

大分県の「17-00001 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】（支払い方法追記）」のオンライン申請ページです。

Grafferアカウントを利用する方  
ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

**新規登録またはログインして申請**

または

Grafferアカウントを利用しない方  
メールアドレスの確認のみで申請ができます。  
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

2. 「新規アカウント登録」を選択します。

Graffer  
スマート申請

大分県 ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みの上、同意してログインしてください。

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

大分県のサービスにGビジネスIDでログインする

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

**新規アカウント登録**

## (2) 新規アカウント登録 (続き)

### 3. 情報を入力します。

※申請内容の修正指示等の連絡は、ここで登録したメールアドレスに行います。

情報を入力して登録

すべての項目を入力し、アカウント登録に進んでください。

姓 必須                      名 必須

---

メールアドレス 必須

---

パスワード 必須

8文字以上50文字以内で入力してください、半角英数字と記号を使用可能です

パスワードを表示

---

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読み  
のうえ、同意してご登録ください。

### 4. 入力したメールアドレスあてに本登録用のメールが送信されます。

本登録用のメールにあるURLをクリックし、本登録終了後、ログインします。

### 5. 登録した情報を使って、「(2) ログインする」に記載の方法で、ログインします。

アカウント作成に関する詳細は、下記ホームページを参照。

<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

## (3) アカウント登録せずに申請

### ・アカウント登録せずに申請を行う

※ アカウント登録せずに申請することも可能ですが、登録することで、再申請時に申請情報の再利用が可能となり、過去の申請を確認することができます。

1. 「アカウント登録せずにメールで申請」を選択します。

17-00001 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請【テスト】

入力状況 0%

大分県の「17-00001 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請【テスト】」のオンライン申請ページです。

Grafferアカウントを利用する方  
ログインしていただく、申請費の一時保存や申請履歴の確認ができます。

**新規登録またはログインして申請**

または

Grafferアカウントを利用しない方  
メールアドレスの確認のみで申請ができます。  
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

**アカウント登録せずにメールで申請**

2. 申請するメールアドレスを入力し、「確認メールを送信」をクリックします。

3. 入力したメールアドレスに送付されるURLから申請を行います。

★【大分県】メールアドレスのご確認 (17-00001 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請【テスト】)

差出人 : noreply@mail.graffer.jp

送信日時 : 2025年01月27日 (月) 15:55

To : [REDACTED]

メール認証をして申請を行うためのステップとして、ご入力いただいたメールアドレスが正しいことを確認する必要があります。  
以下のURLをクリックして、メールアドレスの認証を完了してください。

**<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/api/v1/auth/verify-email-token?token=743c6a82-e14b-46d0-a304-98cd62fa9447&redirectUrl=/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/5522750616510679282/door>**

▼ 認証の有効期限が過ぎた場合  
確認用URLは 30 分間有効です。有効期限が過ぎた場合には、お手数ですが再度操作を行ってください。

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。  
※ 本システムは、株式会社グラファーが運営しています。  
※ ご不明点やご質問は、大分県にて受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報  
株式会社グラファー  
Copyright © Graffer, Inc.

## 電子申請システムからの認証メールが届かない場合

以下の原因が考えられます。

- ・メールアドレスに誤りがある  
再度正しいメールアドレスを入力し、確認メールを送信してください。
- ・メールの受信可能容量が少ない  
不要なメールを削除して、再度、確認メールを送信してください。
- ・メールが迷惑メールフォルダに振り分けられている  
迷惑メールフォルダをご確認ください。
- ・迷惑メール対策の設定によりメールが届かない  
パソコンからのメールの受信を許可してください。  
@mail.graffer.jpを受信可能リストに追加してください。  
キャリアメール（@docomo.ne.jpなど）以外のメールアドレスをご利用ください。
- ・Graffer アカウントが登録されていない  
何らかの原因により電子申請システムのアカウント（Grafferアカウント）が  
登録されていない可能性があります。  
あらためて電子申請システムのアカウントを登録をしてください。

# 申請フォームの入力

# (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の許可申請

申請フォーム名：(許可) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請

必ず電子申請前に、メール（宛先：morido-shinsei@pref.oita.lg.jp）で申請書類等を送付し、事前協議を行ってから電子申請を行ってください（6頁参照）。

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 申請者の情報

1. 申請フォームに申請者（本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入力を行う場合は、代理人）の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

注意：別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。申請は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

## (3) 申請者の情報Ⅱ

1. 申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。

（「(1) 申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請フォームに入力している者の情報を入力してください。）

2. 規制法条項を入力してください。

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。（URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>）

※・宅地造成等工事規制区域→第12条第1項・特定盛土等規制区域→第30条第1項

## (4) 工事主の情報

1. 工事主の情報を入力してください。

※代理人が申請を行わない場合は、申請者＝工事主となります。

## (5) 設計者の情報

1. 設計者の情報を入力してください。

※資格が必要な工事等の詳細は、盛土規制法運用の手引の「設計者の資格」をご確認ください。

## (6) 工事施行者の情報

1. 工事施行者の情報を入力してください。  
※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

## (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

1. 土地の所在地及び地番  
※宅地造成又は特定盛土等を行う土地の地番を入力してください。  
※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。  
例：合計6筆の場合→〇〇番地 他5筆
2. 代表地点の緯度経度  
※宅地造成又は特定盛土等を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って測量し、「度、分、秒」で入力してください。
3. 土地の面積  
※申請に関する土地の総面積を記入してください。

## (8) 土地利用等の情報

1. 地盤面の作成方法を選択してください。  
※盛土及び切土の両方を行う場合は、両方選択してください。
2. 盛土のタイプを入力してください。(1.で「盛土」選択時のみ入力できます。)  
※実施する盛土のタイプをすべて選択してください。
3. 溪流等への該当の有無について  
※該当する場合は「あり」を選択してください。  
※「溪流等」については、盛土規制法運用の手引の「用語の定義」をご確認ください。

## (9) 工事の概要等

1. 盛土又は切土をする土地の面積  
※手数料の額を算定する面積となります。
2. 擁壁について  
※11個以上擁壁を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、「構造」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、擁壁の一覧表を添付してください。
3. 崖面崩壊防止施設について  
※11個以上崖面崩壊防止施設を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、「種類」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、崖面崩壊防止施設の一覧表を添付してください。
4. 排水施設について  
※11個以上排水施設がある場合は、1件目の、「番号」の欄に「99」、「種類」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、排水施設の一覧表を添付してください。

## (10) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

## (11) 手数料の支払いについて

1. 希望する手数料の支払い方法を選択してください。

(支払い方法の詳細は8頁「手数料の支払いについて」をご覧ください。)

● キャッシュレス払い

➡クレジットカード又はペイジーでの支払いをご利用いただけます。

● 現金払い（納入通知書）

➡後日納入通知書を郵送します。

2. 手数料の支払者を選択してください。

➡支払いを行う者の情報を入力してください。

3. 手数料の支払者（代理人）の氏名又は名称（2.で「代理人」選択時のみ入力できます。）

※クレジットカードで支払いを行う場合は、申請を行う者の名義のクレジットカードで支払ってください。

※**代理人が支払いをする場合は、委任状の添付が必要です。**

4. 納入通知書の送付先（1.で「現金払い（納入通知書）選択時のみ入力できます。）

➡納入通知書の送付先を入力してください。

---

申請フォームへの入力は終了となります。

申請後、手数料の納付依頼メール又は納入通知書を送付させていただきます。

連絡担当者あてに修正依頼等のメール・電話をする場合がございます。

## (2) 土石の堆積に関する工事の許可申請

申請フォーム名：(許可) 土石の堆積に関する工事の許可申請

必ず電子申請前に、メール（宛先：morido-shinsei@pref.oita.lg.jp）で申請書類等を送付し、事前協議を行ってから電子申請を行ってください（6頁参照）。

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に「土石の堆積に関する工事の許可申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

### (1) 申請者の情報

1. 申請フォームに申請者（本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入力を行う場合は、代理人）の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

### (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

### (3) 申請者の情報Ⅱ

1. 申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。  
（「(1) 申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請フォームに入力している者の情報を入力してください。）

2. 規制法条項を入力してください。

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。（URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>）

※宅地造成等工事規制区域→第12条第1項・特定盛土等規制区域→第30条第1項

### (4) 工事主の情報

1. 工事主の情報を入力してください。

※代理人が申請を行わない場合は、申請者＝工事主となります。

## (5) 設計者の情報

1. 設計者の情報を入力してください。

## (6) 工事施行者の情報

1. 工事施行者の情報を入力してください。  
※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

## (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

1. 土地の所在地及び地番  
※土石の堆積を行う土地の地番を入力してください。  
※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。  
例：合計6筆の場合→〇〇番地 他5筆
2. 代表地点の緯度経度  
※土石の堆積を行う土地の代表地点の緯度経度を世界測地系に従って測量し、「度、分、秒」で入力してください。
3. 土地の面積  
※申請に関する土地の総面積を記入してください。

## (8) 工事の目的及び概要

1. 土石の堆積を行う土地の面積  
※手数料の額を算定する面積となります。
2. 空地の設置について  
※11個以上空地を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」と入力し、  
図面等の書類を添付する際に、空地の一覧表を添付してください。

## (9) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。  
※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、  
1ファイルあたり10MBになるように作成してください。  
※最大10件まで添付可能です。  
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

## (10) 手数料の支払いについて

1. 希望する手数料の支払い方法を選択してください。  
(支払い方法の詳細は8頁「手数料の支払いについて」をご覧ください。)
  - キャッシュレス払い
    - ➡クレジットカード又はペイジーでの支払いをご利用いただけます。
  - 現金払い（納入通知書）
    - ➡後日納入通知書を郵送します。
2. 手数料の支払者を選択してください。
  - ➡支払いを行う者の情報を入力してください。
3. 手数料の支払者（代理人）の氏名又は名称（2.で「代理人」選択時のみ入力できます。）
  - ※クレジットカードで支払いを行う場合は、申請を行う者の名義のクレジットカードで支払ってください。
  - ※**代理人が支払いをする場合は、委任状の添付が必要です。**
4. 納入通知書の送付先（1.で「現金払い（納入通知書）選択時のみ入力できます。）
  - ➡納入通知書の送付先を入力してください。

---

申請フォームへの入力は終了となります。

申請後、手数料の納付依頼メール又は納入通知書を送付させていただきます。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請

申請フォーム名：(変更) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請

必ず電子申請前に、メール（宛先：morido-shinsei@pref.oita.lg.jp）で申請書類等を送付し、事前協議を行ってから電子申請を行ってください（6頁参照）。

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 申請者の情報

1. 申請フォームに申請者（委任を受けた代理人が入力を行う場合は、代理人）の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

**注意：別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。申請は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。**

## (3) 申請者の情報Ⅱ

1. 申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。  
（「(1) 申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請フォームに入力している者の情報を入力してください。）
2. 規制法条項を入力してください。  
※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。（URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>）  
※第12条第1項の許可→第16条第1項、第30条第1項の許可→第35条第1項

## (4) 工事主の情報

1. 工事主の情報を入力してください。  
※代理人に申請を委任していない場合は、申請者=工事主となります。

## (5) 設計者の情報

1. 設計者の情報を入力してください。  
※資格が必要な工事等の詳細は、盛土規制法運用の手引の「設計者の資格」をご確認ください。

## (6) 工事施行者の情報

1. 工事施行者の情報を入力してください。  
※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

## (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

1. 土地の所在地及び地番  
※宅地造成又は特定盛土等を行う土地の地番を入力してください。  
※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。  
例：合計6筆の場合→〇〇番地 他5筆
2. 代表地点の緯度経度  
※宅地造成又は特定盛土等を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って  
測量し、「度、分、秒」で入力してください。
3. 土地の面積を入力してください。  
※申請に関する土地の総面積を記入してください。

## (8) 土地利用等の情報

1. 地盤面の作成方法を選択してください。  
※盛土及び切土の両方を行う場合は、両方選択してください。
2. 盛土のタイプを入力してください。(1.で「盛土」選択時のみ入力できます。)  
※実施する盛土のタイプをすべて選択してください。
3. 溪流等への該当の有無について  
※該当する場合は「あり」を選択してください。  
※「溪流等」については、盛土規制法運用の手引の「用語の定義」をご確認ください。

## (9) 工事の概要等

1. 盛土又は切土をする土地の面積  
※手数料の額を算定する面積となります。
2. 擁壁について  
※1個以上擁壁を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、「構造」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、擁壁の一覧表を添付してください。
3. 崖面崩壊防止施設について  
※1個以上崖面崩壊防止施設を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、「種類」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、崖面崩壊防止施設の一覧表を添付してください。
4. 排水施設について  
※1個以上排水施設がある場合は、1件目の、「番号」の欄に「99」、「種類」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、排水施設の一覧表を添付してください。
5. 変更の理由  
変更許可申請をする理由を記載してください。

## (10) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

## (11) 手数料の支払いについて

1. 希望する手数料の支払い方法を選択してください。

(支払い方法の詳細は8頁「手数料の支払いについて」をご覧ください。)

● キャッシュレス払い

➡クレジットカード又はペイジーでの支払いをご利用いただけます。

● 現金払い(納入通知書)

➡後日納入通知書を郵送します。

2. 手数料の支払者を選択してください。

➡支払いを行う者の情報を入力してください。

3. 手数料の支払者(代理人)の氏名又は名称(2.で「代理人」選択時のみ入力できます。)

※クレジットカードで支払いを行う場合は、申請を行う者の名義のクレジットカードで支払ってください。

※代理人が支払いをする場合は、委任状の添付が必要です。(当初の許可申請時に委任状を添付しており、内容に変更がない場合は、再度の添付は不要です。)

4. 納入通知書の送付先(1.で「現金払い(納入通知書)選択時のみ入力できます。)

➡納入通知書の送付先を入力してください。

---

申請フォームへの入力は終了となります。

申請後、手数料の納付依頼メール又は納入通知書を送付させていただきます。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (4) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請

申請フォーム名：(変更) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請

必ず電子申請前に、メール（宛先：morido-shinsei@pref.oita.lg.jp）で申請書類等を送付し、事前協議を行ってから電子申請を行ってください（6頁参照）。

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「土石の堆積に関する工事の変更許可申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 申請者の情報

1. 申請フォームに申請者（本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入力を行う場合は、代理人）の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

## (3) 申請者の情報Ⅱ

1. 申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。  
（「(1) 申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請フォームに入力している者の情報を入力してください。）

2. 規制法条項を入力してください。

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。（URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>）

※第12条第1項の許可→第16条第1項、第30条第1項の許可→第35条第1項

## (4) 工事主の情報

1. 工事主の情報を入力してください。

※代理人が申請を行わない場合は、申請者＝工事主となります。

## (5) 設計者の情報

1. 設計者の情報を入力してください。

## (6) 工事施行者の情報

1. 工事施行者の情報を入力してください。  
※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

## (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

1. 土地の所在地及び地番  
※土石の堆積を行う土地の地番を入力してください。  
※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。  
例：合計6筆の場合→〇〇番地 他5筆
2. 代表地点の緯度経度を入力してください。  
※土石の堆積を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って測量し、「度、分、秒」で入力してください。
3. 土地の面積  
※申請に関する土地の総面積を記入してください。

## (8) 工事の目的及び概要

1. 土石の堆積を行う土地の面積  
※手数料の額を算定する面積となります。
2. 空地の設置について  
※1 1個以上空地を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」と入力し、  
図面等の書類を添付する際に、空地の一覧表を添付してください。
3. 変更の理由  
変更許可申請をする理由を記載してください。

## (9) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

## (10) 手数料の支払いについて

1. 希望する手数料の支払い方法を選択してください。

(支払い方法の詳細は8頁「手数料の支払いについて」をご覧ください。)

● キャッシュレス払い

➡クレジットカード又はペイジーでの支払いをご利用いただけます。

● 現金払い（納入通知書）

➡後日納入通知書を郵送します。

2. 手数料の支払者を選択してください。

➡支払いを行う者の情報を入力してください。

3. 手数料の支払者（代理人）の氏名又は名称（2.で「代理人」選択時のみ入力できます。）

※クレジットカードで支払いを行う場合は、申請を行う者の名義のクレジットカードで支払ってください。

※代理人が支払いをする場合は、委任状の添付が必要です。（当初の許可申請時に委任状を添付しており、内容に変更がない場合は、再度の添付は不要です。）

4. 納入通知書の送付先（1.で「現金払い（納入通知書）選択時のみ入力できます。）

➡納入通知書の送付先を入力してください。

---

申請フォームへの入力は終了となります。

申請後、手数料の納付依頼メール又は納入通知書を送付させていただきます。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (5) 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の完了検査申請

申請フォーム名：(完了) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 工事主の情報

1. 申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

**注意：別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。申請は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。**

## (3) 申請情報 1

1. 規制法条項を入力してください

(完了検査申請に対応する条項を入力してください。)

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※第12条第1項の許可→第17条第1項、第30条第1項の許可→第36条第1項

## (4) 申請情報 2

1. 工事完了年月日

※完了検査の申請は、工事完了後**4日以内**に行ってください。

## (5) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (6) 土石の堆積に関する工事の確認申請

申請フォーム名：(確認) 土石の堆積に関する工事の確認申請

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「土石の堆積に関する工事の確認申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 工事主の情報

1. 申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地等がある市町村を入力してください。

## (3) 申請情報 1

1. 規制法条項を入力してください

(確認申請に対応する条項を入力してください。)

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※第12条第1項の許可→第17条第4項、第30条第1項の許可→第36条第4項

## (4) 申請情報 2

1. 工事完了年月日

※完了確認の申請は、工事完了後**4日以内**に行ってください。

## (5) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (7) 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の中間検査申請

申請フォーム名：(中間) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 工事主の情報

1. 申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

**注意：別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。申請は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。**

## (3) 申請情報 1

1. 規制法条項を入力してください

(中間検査申請に対応する条項を入力してください。)

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※第12条第1項の許可→第18条第1項、第30条第1項の許可→第37条第1項

## (4) 申請情報 2

1. 許可番号

※許可証に記載の許可番号を記載してください。

2. 許可年月日

※許可証に記載の許可年月日を記載してください。

## (5) 中間検査申請情報 1

1. 検査実施回数  
※今回の中間検査の申請が何回目か入力してください。
2. 特定工程に係る工事終了年月日  
※中間検査の申請は対象工事の終了から**4日以内**に行ってください。

## (6) 中間検査申請情報 2

1. 中間検査受験履歴  
※今回の申請より前に、中間検査を受検した履歴がある場合は、直近のものから5件まで入力してください。
2. 中間検査受験予定  
※今回の申請より後に、別の中間検査の受検予定がある場合は、直近のものから5件まで入力してください。

## (7) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。  
※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。  
※最大10件まで添付可能です。  
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

## (8) 手数料の支払いについて

1. 希望する手数料の支払い方法を選択してください。  
(支払い方法の詳細は8頁「手数料の支払いについて」をご覧ください。)
  - キャッシュレス払い  
→クレジットカード又はペイジーでの支払いをご利用いただけます。
  - 現金払い(納入通知書)  
→後日納入通知書を郵送します。
2. 手数料の支払者を選択してください。  
→支払いを行う者の情報を入力してください。
3. 手数料の支払者(代理人)の氏名又は名称(2.で「代理人」選択時のみ入力できます。)  
※クレジットカードで支払いを行う場合は、申請を行う者の名義のクレジットカードで支払ってください。  
**※代理人が申請する場合は、委任状の添付が必要です。(当初の許可申請時に委任状を添付しており、内容に変更がない場合は、再度の添付は不要です。)**
4. 納入通知書の送付先(1.で「現金払い(納入通知書)選択時のみ入力できます。)  
→納入通知書の送付先を入力してください。

申請フォームへの入力は終了となります。

申請後、手数料の納付依頼メール又は納入通知書を送付させていただきます。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (8) 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の定期報告

申請フォーム名：(定期) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 工事主の情報

1. 申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

**注意：別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告申請窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。申請は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。**

## (3) 届出情報

1. 規制法条項を入力してください

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※第12条第1項の許可→第19条第1項、第30条第1項の許可→第38条第1項

## (4) 工事の概要

1. 許可年月日

※許可証に記載の許可年月日を記載してください。

2. 許可番号

※許可証に記載の許可番号を記載してください。

3. 前回の報告年月日

※2回目以降の報告の場合のみ、前回の報告年月日を入力してください。

※2回目以降の定期の報告は、前回の報告から**3カ月以内**に行ってください。

## (5) 工事の施行状況報告

1. 必要事項を入力してください。

## (6) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

---

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (9) 土石の堆積に関する工事の定期報告

申請フォーム名：(定期) 土石の堆積に関する工事の定期報告

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「土石の堆積に関する工事の定期報告」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 工事主の情報

1. 申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

## (3) 届出情報

1. 規制法条項を入力してください

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※第12条第1項の許可→第19条第1項、第30条第1項の許可→第38条第1項

## (4) 工事の概要

1. 許可年月日

※許可証に記載の許可年月日を記載してください。

2. 許可番号

※許可証に記載の許可番号を記載してください。

3. 前回の報告年月日

※2回目以降の報告の場合のみ、前回の報告年月日を入力してください。

※2回目以降の定期的報告は、前回の報告から**3カ月以内**に行ってください。

## (5) 工事の施行状況報告

1. 前回報告時点から除去された土石の土量  
※該当する土量がゼロ（初回の報告等）の場合は「0」と入力してください。

## (6) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。  
※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。  
※最大10件まで添付可能です。  
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

---

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (10) 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の届出

申請フォーム名 (21日以内届) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 工事主の情報

1. 申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

**注意：別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。申請は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。**

## (3) 届出情報

1. 規制法条項を入力してください。

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※宅地造成等工事規制区域→第21条第1項・特定盛土等規制区域→第40条第1項

## (4) 工事の情報1

1. 入力項目に従って入力してください。

## (5) 工事の情報2

1. 入力項目に従って入力してください。

## (6) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (11) 土石の堆積に関する工事の届出

## 申請フォーム名 (21日以内届) 土石の堆積に関する工事届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「土石の堆積に関する工事の届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

### (1) 工事主の情報

1. 大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

### (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

### (3) 届出情報

1. 規制法条項を入力してください。

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※宅地造成等工事規制区域→第21条第1項・特定盛土等規制区域→第40条第1項

### (4) 工事の情報

1. 入力項目に従って入力してください。

### (5) 土石の情報

1. 入力項目に従って入力してください。

### (6) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。

ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (12) 擁壁等に関する工事の届出

申請フォーム名：擁壁等に関する工事届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「擁壁等に関する工事の届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 工事主の情報

1. 申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する擁壁等がある市町村を入力してください。

**注意：**別府市の宅地造成等工事規制区域内における、擁壁等に関する工事の届出窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。届出は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

## (3) 届出情報

1. 規制法条項を入力してください。

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※宅地造成等工事規制区域→第21条第3項・特定盛土等規制区域→第40条第3項

## (4) 工事の概要

1. 入力項目に従って入力してください。

## (5) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。

ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (13) 公共施設用地の転用の届出

## 申請フォーム名：公共施設用地の転用届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「公共施設用地の転用の届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

### (1) 工事主の情報

1. 申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

### (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する場所の市町村を入力してください。

**注意：別府市の宅地造成等工事規制区域内における、公共施設用地の転用の届出窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。届出は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。**

### (3) 届出情報

1. 規制法条項を入力してください。

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※宅地造成等工事規制区域→第21条第4項・特定盛土等規制区域→第40条第4項

### (4) 転用の情報

1. 入力項目に従って入力してください。

### (5) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (14) 特定盛土等に関する工事の届出

申請フォーム名：（特盛区域届出規模）特定盛土等に関する工事の届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「特定盛土等に関する工事の届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 申請者の情報

1. 申請フォームに申請者（本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入力を行う場合は、代理人）の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する宅地等がある市町村を入力してください。

## (3) 申請者の情報Ⅱ

1. 申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。  
（「(1) 申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請フォームに入力している者の情報を入力してください。）

## (4) 工事主の情報

1. 工事主の情報を入力してください。  
※代理人が申請を行わない場合は、申請者＝工事主となります。

## (5) 設計者の情報

1. 設計者の情報を入力してください。

## (6) 工事施行者の情報

1. 工事施行者の情報を入力してください。  
※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

## (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

1. 土地の所在地及び地番  
※特定盛土等を行う土地の地番を入力してください。  
※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。  
例：合計6筆の場合→〇〇番地 他5筆
2. 代表地点の緯度経度を入力してください。  
※特定盛土等を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って測量し、「度、分、秒」で入力してください。
3. 土地の面積  
※申請に関する土地の総面積を記入してください。

## (8) 土地利用等の情報

1. 地盤面の作成方法を選択してください。  
※盛土及び切土の両方を行う場合は、両方選択してください。
2. 盛土のタイプを入力してください。(1.で「盛土」選択時のみ入力できます。)  
※実施する盛土のタイプをすべて選択してください。
3. 溪流等への該当の有無について  
※該当する場合は「あり」を選択してください。  
※「溪流等」については、盛土規制法運用の手引の「用語の定義」をご確認ください。

## (9) 工事の概要等

1. 盛土又は切土をする土地の面積を入力してください。
2. 擁壁について  
※11個以上擁壁を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、「構造」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、擁壁の一覧表を添付してください。
3. 崖面崩壊防止施設について  
※11個以上崖面崩壊防止施設を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、「種類」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、崖面崩壊防止施設の一覧表を添付してください。
4. 排水施設について  
※11個以上排水施設がある場合は、1件目の、「番号」の欄に「99」、「種類」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、排水施設の一覧表を添付してください。

## (10) 添付書類

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

---

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (15) 土石の堆積に関する工事の届出

申請フォーム名：（特盛区域届出規模）土石の堆積に関する工事の届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「土石の堆積に関する工事の届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 申請者の情報

1. 申請フォームに申請者（本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入力を行う場合は、代理人）の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

## (3) 申請者の情報Ⅱ

1. 申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。  
（「(1) 申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請フォームに入力している者の情報を入力してください。）

## (4) 工事主の情報

1. 工事主の情報を入力してください。  
※代理人が申請を行わない場合は、申請者＝工事主となります。

## (5) 設計者の情報

1. 設計者の情報を入力してください。

## (6) 工事施行者の情報

1. 工事施行者の情報を入力してください。  
※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

## (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

### 1. 土地の所在地及び地番

※土石の堆積を行う土地の地番を入力してください。

※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。

例：合計6筆の場合→〇〇番地 他5筆

### 2. 代表地点の緯度経度

※土石の堆積を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って測量し、「度、分、秒」で入力してください。

### 3. 土地の面積

※申請に関する土地の総面積を記入してください。

## (8) 工事の目的及び概要等

### 1. 土石の堆積を行う土地の面積

### 2. 空地の設置について

※11個以上空地を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」と入力し、図面等の書類を添付する際に、空地の一覧表を添付してください。

## (9) 添付書類

### 1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (16) 特定盛土等に関する工事の変更届出

申請フォーム名：(特盛区域届出規模・変更) 特定盛土等に関する工事の変更届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「特定盛土等に関する工事の届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 申請者の情報

1. 申請フォームに申請者（本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入力を行う場合は、代理人）の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

## (3) 申請者の情報Ⅱ

1. 申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。  
(「(1) 申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請フォームに入力している者の情報を入力してください。)

## (4) 工事主の情報

1. 工事主の情報を入力してください。  
※代理人が申請を行わない場合は、申請者＝工事主となります。

## (5) 設計者の情報

1. 設計者の情報を入力してください。

## (6) 工事施行者の情報

1. 工事施行者の情報を入力してください。  
※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

## (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

1. 土地の所在地及び地番  
※特定盛土等を行う土地の地番を入力してください。  
※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。  
例：合計6筆の場合→〇〇番地 他5筆
2. 代表地点の緯度経度を入力してください。  
※特定盛土等を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って測量し、「度、分、秒」で入力してください。
3. 土地の面積を入力してください。  
※申請に関する土地の総面積を記入してください。

## (8) 土地利用等の情報

1. 地盤面の作成方法を選択してください。  
※盛土及び切土の両方を行う場合は、両方を選択してください。
2. 盛土のタイプを入力してください。(1.で「盛土」選択時のみ入力できます。)  
※実施する盛土のタイプをすべて選択してください。
3. 溪流等への該当の有無について  
※該当する場合は「あり」を選択してください。  
※「溪流等」については、盛土規制法運用の手引の「用語の定義」をご確認ください。

## (9) 工事の概要等

1. 盛土又は切土をする土地の面積
2. 擁壁について  
※11個以上擁壁を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、「構造」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、擁壁の一覧表を添付してください。
3. 崖面崩壊防止施設について  
※11個以上崖面崩壊防止施設を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、「種類」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、崖面崩壊防止施設の一覧表を添付してください。
4. 排水施設について  
※11個以上排水施設がある場合は、1件目の、「番号」の欄に「99」、「種類」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、排水施設の一覧表を添付してください。
5. 変更の理由  
変更届出の理由を記載してください。

## (10) 添付書類

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

---

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (17) 土石の堆積に関する工事の変更届出

申請フォーム名：(特盛区域届出規模・変更)土石の堆積に関する工事の変更届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「土石の堆積に関する工事の変更届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 申請者の情報

1. 申請フォームに申請者（本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入力を行う場合は、代理人）の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

## (3) 申請者の情報Ⅱ

1. 申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。  
（「(1) 申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請フォームに入力している者の情報を入力してください。）

## (4) 工事主の情報

1. 工事主の情報を入力してください。  
※代理人が申請を行わない場合は、申請者＝工事主となります。

## (5) 設計者の情報

1. 設計者の情報を入力してください。

## (6) 工事施行者の情報

1. 工事施行者の情報を入力してください。  
※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

## (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

### 1. 土地の所在地及び地番

※土石の堆積を行う土地の地番を入力してください。

※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。

例：合計6筆の場合→〇〇番地 他5筆

### 2. 代表地点の緯度経度を入力してください。

※土石の堆積を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って測量し、「度、分、秒」で入力してください。

### 3. 土地の面積

※申請に関する土地の総面積を記入してください。

## (8) 工事の目的及び概要等

### 1. 土石の堆積を行う土地の面積

### 2. 空地の設置について

※1 1個以上空地を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」と入力し、図面等の書類を添付する際に、空地の一覧表を添付してください。

### 3. 変更の理由

変更届出の理由を記載してください。

## (9) 添付書類

### 1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。

ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (18) 宅地造成等に関する工事の変更届出

申請フォーム名：（軽微な変更）宅地造成等に関する工事の変更届

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「宅地造成等に関する工事の変更届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 工事主の情報

1. 申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

**注意：別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。届出は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。**

## (3) 工事主の情報Ⅱ

1. 工事主が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。  
(「(1) 工事主の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。)

2. 規制法条項を入力してください。

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※・第12条第1項の許可→第16条第2項・第30条第1項の許可→第35条第2項

## (4) 工事情報

1. 許可年月日

※許可証に記載の許可年月日を記載してください。

2. 許可番号

※許可証に記載の許可番号を記載してください。

## (5) 変更事項

1. 変更する内容等を入力してください。

## (6) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

---

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (19) 宅地造成等に関する工事の届出の変更届出

申請フォーム名 (21日以内届・変更) 宅地造成等に関する工事の届出の変更届出

「宅地造成等に関する工事の届出の変更届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 工事主の情報

1. 申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する土地がある市町村を入力してください。

**注意：別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出の変更届出窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。届出は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。**

## (3) 工事主の情報Ⅱ

1. 工事主が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。

(「(1) 工事主の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。)

2. 規制法条項を入力してください。

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※・宅地造成等工事規制区域→第21条第1項・特定盛土等規制区域→第40条第1項

## (4) 工事情報

1. 入力項目に従って入力してください。

## (5) 変更事項

1. 変更する事項等を入力してください。

## (6) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。

ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (20) 擁壁等に関する工事の届出の変更届出

申請フォーム名：(変更) 擁壁等に関する工事の届出の変更届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「擁壁等に関する工事の届出の変更届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 工事主の情報

1. 申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する擁壁等がある市町村を入力してください。

**注意：別府市の宅地造成等工事規制区域内における、擁壁等に関する工事の変更届出窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。届出は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。**

## (3) 工事主の情報Ⅱ

1. 工事主が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。

(「(1) 工事主の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。)

2. 規制法条項を入力してください。

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※・宅地造成等工事規制区域→第21条第3項・特定盛土等規制区域→第40条第3項

## (4) 工事情報

1. 入力項目に従って入力してください。

## (5) 変更事項

1. 変更する事項等を入力してください。

## (6) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

---

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (21) 宅地造成等に関する工事の中止 (再開、廃止) 届

申請フォーム名：宅地造成等に関する工事の中止（再開、廃止）届

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「宅地造成等に関する工事の中止（再開、廃止）届」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

## (1) 工事主の情報

1. 申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

## (2) 工事施行場所の確認

1. 工事を実施する擁壁等がある市町村を入力してください。

**注意：**別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成等に関する工事の中止（再開、廃止）届出窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。届出は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

## (3) 工事主の情報Ⅱ

1. 工事主が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。  
(「(1) 工事主者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。)

2. 規制法条項を入力してください。

※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで確認してください。(URL:<http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp>)

※・宅地造成等工事規制区域→第11条・特定盛土等規制区域→第19条

## (4) 工事情報

1. 入力項目に従って入力してください。

## (5) 工事の状況

1. 工事の進捗状況及び防災措置を記入してください。

## (6) 添付資料

1. 事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。

※最大10件まで添付可能です。

※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。  
ファイル名については、7頁を確認ください。

---

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# 申請後

## 申請受付メールについて・・・

申請後、登録メールアドレスに、手続名と申請年月日が記載された、申請を受け付けた旨のメールが届きます。

以下の申請は、県が受理後に、電子受理印を押した申請書の写しを交付物として申請時に登録したメールアドレスに送付しますので、ダウンロードしてください。

- ・ (21日以内届) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事届出
- ・ (21日以内届) 土石の堆積に関する工事届出
- ・ (21日以内届・変更) 宅地造成等に関する工事の届出の変更届出
- ・ 擁壁等に関する工事届出
- ・ (変更) 擁壁等に関する工事の届出の変更届出
- ・ 公共施設用地の転用届出
- ・ (特盛区域届出規模) 特定盛土等に関する工事の届出
- ・ (特盛区域届出規模) 土石の堆積に関する工事の届出
- ・ (特盛区域届出規模・変更) 特定盛土等に関する工事の変更届出
- ・ (特盛区域届出規模・変更) 土石の堆積に関する工事の変更届出

## 指摘事項・修正がある場合・・・

指摘事項や指摘事項の修正は、メールにてやりとりを行います。  
メールは、申請者が個人の場合は申請者、法人又は団体の場合は「連絡担当者名」に入力されている者へ送信します。  
修正指示がある場合は、指示に従ってください。

## 手数料が増額や減額になった場合・・・

手数料支払い後、計画の変更等で手数料が増額または減額になった場合は、手数料の支払い方法ごとに対応が異なりますので、別途連絡いたします。  
・ 増額の場合は、追加で手数料支払い依頼メールを送付いたします。  
・ 減額については、一部返金を行います。

## 審査が終了した場合・・・

審査終了後、交付物として図面等の最終版のファイルを交付します。  
申請時に登録したメールアドレスに送付しますので、ダウンロードしてください。

審査終了後（届出については受理後）、完了メールが届きます。

許可証等がある場合は、交付物として写しをアップロードします。  
原本は、郵送にて申請者あて送付します。

## 問い合わせ先

○盛土規制法関係手続について

市町村名	担当窓口
下記以外	大分県都市・まちづくり推進課盛土対策第二班 〒870-8501 住所：大分市大手町3丁目1番1号 電話：097-506-4695
大分市	大分市開発建築指導課開発指導室 〒870-8504 住所：大分市荷揚町2番31号 電話：097-537-5683
別府市内の宅地造成等工 事規制区域内における、 宅地造成又は特定盛土等	別府市建設部都市計画課都市開発係 〒874-8511 住所：別府市上野口町1番15号 電話：0977-21-1471

○電子申請システムの操作方法等について

県民向けヘルプデスク（電話番号：097-506-2457）

対応時間：午前8時30分から午後5時15分まで

（土日祝日及び12月29日から1月3日は除く）